

収集運搬業

汚泥（石綿含有産業廃棄物）を収集運搬しない場合

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

年 月 日

豊田市長 殿

届出者

〒471-8501

住所 豊田市西町3丁目60番地

豊田市 株式会社

氏名 代表取締役 豊田 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 0565-31-1212

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇9000000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。
変更

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	汚泥（石綿含有産業廃棄物）の収集運搬（及び積替え保管）を行わない。	積替え保管の許可があり、石綿含有産業廃棄物の積替え保管も行わない場合は「収集運搬及び積替え保管」と記載してください。

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名 称		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	住 所
	役職・呼称		

廃止又は変更の理由 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改正により、「廃石綿等」として扱われていた一部の廃棄物が、「石綿含有産業廃棄物」に変更されたため。また、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものが、汚泥に該当する場合もあると示されたため。

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。